

# 徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申第253号

## 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

## 第2 諒問事案の概要

### 1 公文書公開請求

令和5年6月7日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「R5.6/2日～6/3日までの大雨に関する〇〇市内の県が管理する施設のポンプ場の可動した運転記録及び関係書類全部（伺い含む）県土整備〇〇〇〇、〇〇川、〇〇川その他の（通行止めした所）」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

令和5年6月21日、実施機関は、本件請求に対し、令和5年6月2日から3日までの大雨で、県道〇〇線（〇〇市〇〇町）、〇〇川排水機場、〇〇川排水機場、〇〇川排水機場及び通行止め箇所の排水ポンプが稼働した運転記録及び関係書類（以下「本件公文書」という。）を特定し、本件公文書を保有していないとして、条例第12条第3項の規定により、公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

令和5年6月23日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

### 4 諒問

令和6年3月25日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会に対して、本件審査請求につき諒問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

審査請求書には「県の枉法行為を確認した為」と記載されている。

### 2 審査請求の理由

審査請求書には「運転した記録及び県道が冠水した場所の資料すら隠す行為は認められないで出せ」と記載されている。

## 第4 実施機関の弁明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の内容及び理由は、おおむね次のとおりである。

### 1 公文書の特定について

本件請求の内容は、「R 5. 6/2日～6/3日までの大雨に関する〇〇市内の県が管理する施設のポンプ場の可動した運転記録及び関係書類全部（伺い含む） 県土整備〇〇 〇〇、〇〇、〇〇川、〇〇川その他（通行止めした所）」となっており、実施機関は本件請求に係る公文書を、「令和5年6月2日から6月3日までの大雨で、県道〇〇線（〇〇市〇〇町）、〇〇川排水機場、〇〇川排水機場、〇〇川排水機場及び通行止め箇所の排水ポンプが稼働した運転記録及び関係書類」と特定した。

なお、「通行止め箇所の排水ポンプ」については、対象期間のうち〇〇市内の県道通行止め箇所は、合計5か所（〇〇線1か所、〇〇線1か所、〇〇線1か所、〇〇線1か所、国道〇〇号1か所）であり、このうち排水ポンプが整備されている県道〇〇線（〇〇市〇〇町〇〇）排水ポンプと特定した。

### 2 公文書公開請求拒否決定処分について

本件請求については、以下の理由により本件処分を行った。

- (1) 県道〇〇線（〇〇市〇〇町）排水ポンプ及び県道〇〇線（〇〇市〇〇町〇〇）排水ポンプは無人で起動停止するため、当該期間の運転記録及び関係書類は存在しない。
- (2) 県が管理する〇〇川排水機場のポンプは稼働していないため、当該期間の運転記録及び関係書類は存在しない。
- (3) 〇〇川排水機場および〇〇川排水機場は〇〇市に管理委託しており、当該期間の運転記録及び関係書類は県に存在しない。

### 3 審査請求人の主張について

令和5年6月23日に確認したところ、審査請求人から「冠水した場所の通行止め記録、〇〇アンダーパスが6時間通行止めになり車両が水没したのに記録がないことについても問題、車両損害額について記録を県が保有していないのはおかしい。」との主張があった。

審査請求人が、その存在を主張する「県道が冠水した場所の資料」については、本件請求は「ポンプの稼働した運転記録及び関係書類」であり、本件請求の対象には含まれていないものと判断する。

運転記録については1及び2のとおりである。

## 第5 審査会の処理経過

本件事案に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和6年3月25日	諮詢
令和7年8月26日 第1部会（第26回）	審議
同年 9月26日 第1部会（第27回）	審議

## 第6 審査会の判断

審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件請求に係る公文書について

本件請求は、令和5年6月2日から同月3日までの大雨で、県道〇〇線（〇〇市〇〇町）、〇〇川排水機場、〇〇川排水機場、〇〇川排水機場及び通行止め箇所の排水ポンプが稼働した運転記録及び関係書類のうち、南部総合県民局県土整備部<〇〇>において保有するものの公開を求めるものである。

実施機関は公文書公開請求書記載のとおり本件公文書を特定しているから、当該特定は妥当なものとして、公文書の保有の有無を以下検討する。

### 2 公文書の保有の有無について

実施機関の説明によると、本件請求において運転記録の公開を求められているのは、県道〇〇線（〇〇市〇〇町）、〇〇川排水機場、〇〇川排水機場及び〇〇川排水機場並びに通行止め箇所である県道〇〇線（〇〇市〇〇町〇〇）の排水ポンプである。

このうち、県道〇〇線（〇〇市〇〇町）及び県道〇〇線（〇〇市〇〇町〇〇）の排水ポンプについて実施機関に確認したところ、排水ポンプは、フロートスイッチにより水位が上昇すれば自動で起動し、水位が低下すれば自動で停止するため、人手や電子制御による運転操作は要せず、運転記録は存在しないことである。

また、〇〇川排水機場及び〇〇川排水機場について実施機関に確認したところ、両排水機場の管理は実施機関から〇〇市に委託され、さらに〇〇市から土地改良区に再委託されているとのことであり、運転記録は実際に管理業務に当たっている者が保有しているものであるから、実施機関は運転記録を保有していないことである。

そして、〇〇川排水機場について実施機関に確認したところ、令和5年6月2日から6月3日までの大雨の際には、排水ポンプの運転を必要とするほどの水量がなく、排水ポンプを運転しなかったことから、実施機関は当該期間の運転記録を保有していないことである。

以上を前提にすれば、実施機関が本件請求に係る公文書を保有していないとの説明は、特段不自然・不合理とはいえない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

(五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
泉 純	行政書士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	
戸田 順也	弁護士	